

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

			資料番号	10	担当課	水産課
法令名	遊漁船業の適正化に関する法律	根拠条項	6	不利益処分の種類	遊漁船業の登録の拒否	
(登録の拒否)						
第六条 都道府県知事は、遊漁船業者の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。						
一 第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から二年を経過しない者						
二 遊漁船業者で法人であるものが第十九条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前三十日以内にその遊漁船業者の役員であった者でその処分のあった日から二年を経過しないもの						
三 第十九条第一項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者						
四 禁錮以上の計に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けなくなることがなくなった日から二年を経過しない者						
五 この法律、船舶安全法(昭和八年法律第十一号)、船舶職員法(昭和二十六年法律第百四十九号)、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)若しくは水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)又はこれらの法律に基づく命令(漁業法第六十五条第一項又は水産資源保護法第四条第一項の規定に基づく規則を含む。)に規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者						
六 遊漁船業者に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの						
七 法人でその役員のうち第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの						
八 第十二条に規定する遊漁船業務主任者を選任していない者						
九 第四条第一項第六号に規定する措置が農林水産省令で定める基準に適合していない者						
2 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。						